

契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達方針について

民間委託労働者の雇用安定、生活の保障を通じて公共サービスの質を確保し、地域経済の振興に資する入札制度へ向けて様々な取組みが模索されてきた。品川区においても、「建設業退職金共済制度（建退共）への加入」「建退共適用の旨の掲示」等を工事契約において求めてきたところだが、今後、さらなる労働環境の整備を推進するための方針を下記のとおり定め、契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮した調達を行っていく。

記

1 方針

「品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱（案）」を制定し、契約の適正な履行の確保と労働環境の整備に配慮するとともに、要綱施行により得られた労働環境等の状況分析、並びに関係団体等への意見聴取および庁内検討会の設置等により公契約条例の検討を実施する。

2 要綱の概要

雇用形態を問わず主として従事する従業員、一人親方、下請負、再委託を含む労働環境のチェックを実施する。

- (1) 対象 20,000千円以上の工事および委託契約
- (2) 実施方法 契約時「労働環境チェックシート」提出
- (3) 施行時期 平成31年4月1日（予定）

3 公契約条例の検討

要綱施行により得られる情報の分析等により平成31年度に公契約条例の検討を実施する。

- (1) 検討にあたっての具体的手法
 - ・労働環境等の状況分析
 - ・関係団体等への意見聴取
 - ・庁内検討会設置

以上

品川区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱（案）

制定 平成 31 年 月 日 区長決定
要綱第 号

（趣旨）

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が発注する契約に係る適正な履行の確保および労働環境の整備に配慮した調達を推進を図るため、契約の相手方に対する労働環境の確認について必要な事項を定めるものとする。

（労働環境の確認を行う契約）

第2条 労働環境の確認を行う契約は、次に掲げるものとする。ただし、経理課長が、契約の内容、相手方等により労働環境の確認を行う必要がないと認めるときは、この限りではない。

- (1) 予定価格が 2,000 万円以上の工事請負契約（単価契約を除く。）
- (2) 予定価格が 2,000 万円以上の委託契約（給食調理業務代行契約および人材派遣契約を含む。）

2 前項の規定にかかわらず、経理課長が必要があると認めるときは、労働環境の確認を行うものとする。

（労働環境の確認基準）

第3条 労働環境の確認は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他関係法令を基準とする。

（労働環境の確認方法）

第4条 労働環境の確認は、契約の相手方に、労働環境チェックシート（様式 1。以下「チェックシート」という。）の提出を求めることにより行うものとする。

- 2 当該契約の相手方は、契約締結後速やかにチェックシートを提出するものとする。
- 3 区は、チェックシートの提出があったときは、その内容を確認し、契約書とともに保存するものとする。

（改善の指示）

第5条 労働環境の確認の結果、労働環境が不適切であると認められる場合には、区は、契約の相手方に対し、労働環境の改善を指示するものとする。

2 前項の規定による指示を受けた契約の相手方は、労働環境の改善内容その他区が必要と認める関係資料等を書面で区に提出するものとする。

(不適切な労働基準に対する措置)

第6条 契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約の解除、品川区競争入札有資格者指名停止基準（昭和55年10月22日区長決定）に基づく指名停止措置および関係機関への通報を行うことができるものとする。

- (1) チェックシートを提出しない場合またはチェックシートに虚偽の記載があった場合
- (2) 改善の指示を行ったにもかかわらず、改善が見られない場合
- (3) 前条第2項に規定する書類を提出しない場合

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、総務部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日以後に締結する契約から適用する。